



資 料 編

1. 用 語 説 明
2. 白糠町都市計画マスタープラン
策定組織図
3. 白糠町都市計画マスタープラン
策定町民委員会要綱
4. 白糠町都市計画マスタープラン
策定町民委員会名簿
5. 白糠町都市計画マスタープラン
策定庁内委員会要綱
6. 白糠町都市計画マスタープラン
策定庁内委員会名簿
7. 白糠町都市計画マスタープラン
策定までの経過

用語説明

う

- ・運動公園（都市公園法第2条）
スポーツやレクリエーション利用を主な目的とした公園のことです。

か

- ・街区公園（都市公園法第2条）
主に街区内（半径250m）に居住する方が利用することを目的で配置し、一箇所あたり面積0.25ha規模で配置され、公園の中でも一番身近な公園のことです。

き

- ・機能的で文化的なまち
都市施設の整備とともに、生活している人が安心して安全で暮らせ、ここに住んでいたいと思い、住んでいることが誇りに思えるまちのことです。
- ・近隣公園（都市公園法第2条）
主に近隣（半径500m）に居住する方が利用することを目的で配置され、一箇所あたり面積2ha規模で配置される公園のことです。
- ・近隣商業地域（都市計画法第8条）
近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする、商業その他の業務の利便を増進するため定める地域のことで。

け

- ・経営基盤
継続的に顧客のニーズに適合した製品・サービスを適正価格でタイムリーに製造・販売することができる仕組み、ルール、経営者・社員の意識や考え方のこと。
- ・建築基準法
建築物の個々の安全性や居住性を一定レベル以上に保つことを目的とするとともに、健全な都市づくりに欠かせない建築物の秩序について示した法律のこと。
- ・建築協定（建築基準法第4章）
住宅地としての良好な環境を作ることや商店街としての利便性を向上させることなどを目的として、地域住民が主体となって定める建築のルールのこと。

こ

- ・広域公園（都市公園法第2条）
一の市町村を越える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園のこと。
- ・工業地域（都市計画法第8条）
主に環境の悪化をもたらさない工業の利便を増進するために定める地域で、危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんどの用途の建物が建てられる地域のことで。

・ 広告景観優良地区（北海道屋外広告物条例第7条の2）

地域のまちづくりにかかわる方々が相互に協力して、広告物の色彩やデザイン等の質的向上を図り、広告物を含む地域の良好な景観の保全、形成が必要な地区のことです。

・ 5 地域区分（国土利用計画法第9条）

(1) 都市地域・・・一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域のことです。

(2) 農業地域・・・農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域のことです。

(3) 森林地域・・・森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域のことです。

(4) 自然公園地域・・・優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域のことです。

(5) 自然保全地域・・・良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域のことです。

し

・ 商業地域（都市計画法第8条）

主として店舗や事務所などの利便を増進するために定められ、商業、業務、娯楽などの施設の集中的な建築を促し、利便を増進するための地域のことです。

・ 準防火地域（都市計画法第8条）

防火、防災のため、燃えやすい木造建築をしめ出して、耐火性能の高い構造の建物を建てるように定めた地域のことです。

・ 人口動態

国勢調査と並ぶ国の主要統計で、統計法に基づく指定統計になっており、出生、婚姻、離婚、死亡、死産について届書に基づいて作成することです。

せ

・ 整備、開発及び保全（整・開・保）

北海道が都市計画区域ごとに、都市計画区域に都市計画の目標や土地利用などの基本的な方針を定めることです。

た

・ 大規模小売店舗

一の建物であって、その建物内の店舗面積（小売業を行うための店舗の用に供される床面積）の合計が1,000平方メートルを超える店舗のことです。

ち

・ 地域防災計画（災害対策基本法第40条）

災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策について、処理すべき業務などを具体的に定めた計画のことです。

と

- ・ **特殊公園（都市公園法第 2 条）**
風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等などのように、自然や文化遺産の知識を得るためなど、それぞれの目的に合わせて造られた公園の総称のことです。
- ・ **特別工業地区（都市計画法第 8 条）**
地方自治体が指定する地区で、近隣の環境を悪化させたり、広域に公害をもたらしたりする恐れのある工場の業種を規制するための地区のことです。
- ・ **特別用途地区（都市計画法第 8 条）**
地域の実情に即してきめ細かく規制していくためのもので、特別の目的のために用途制限を加重（もしくは緩和）することができる地区のことです。
- ・ **都市基盤整備**
まちづくりの基盤となる主に「ハード」と呼ばれる事業のことで、この中にはいわゆる道路・公園整備などの公共事業も含まれます。
- ・ **都市計画（都市計画法第 4 条）**
都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設（道路、公園、下水道等）および市街地開発事業（再開発等）に関する計画のことです。
- ・ **都市計画区域（都市計画法第 5 条）**
健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法、そのほかの法令の規制を受けるべき土地として指定した区域のことです。
- ・ **都市計画公園（都市計画法第 8 条）**
都市計画法に基づいて設置および管理され、良好な都市環境の形成や防災など都市の安全性向上、レクリエーション活動の場、都市の景観向上を図ることを目的とする公園のことです。
- ・ **都市計画道路（都市計画法第 11 条）**
都市計画法に基づいて、あらかじめ位置、名称、道路の種別、車線数などが決められた、都市の骨格となり、まちづくりに大きく関わる道路のことです。
- ・ **都市計画法第 18 条の 2**
市町村の都市計画に関する基本的な方針で、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知します。
- ・ **都市公園（都市公園法第 2 条）**
地方公共団体または国が設置するもの、および地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地のことです。
- ・ **都市施設（都市計画法第 11 条）**
都市施設とは、道路、公園、下水道など安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に欠かせない公共施設で、都市としての根幹を形成する施設のことです。
- ・ **土地利用（土地基本法第 11 条）**
まちが無秩序に広がっていくことを防ぎ、自然環境との保全と調和を図りながら計画的なまちづくりを行うことです。

- ・土地利用計画（土地基本法第 11 条）

まちが無秩序に広がっていくことを防ぎ、自然環境との保全と調和を図りながら計画的なまちづくりを行う計画のことです。

の

- ・農業構造改善事業

効率的かつ安定的な経営体を育成するため、地域農業者の総意に基づき、市、町、農協等が事業主体となり、国や道の補助を受けて土地基盤や各種施設の整備を行うことです。

ほ

- ・防災施設

火災や地震時に、延焼を防止したり市民が避難するための施設のこと、防災機能を確保するために整備されるべき主要な道路や公園なども防災施設になります。

- ・墓園

墓地の機能だけでなく、墓地への参拝と同時に、緑の中での散歩、散策、休息等のレクリエーション機能を持つ都市計画決定された都市公園のことです。

ま

- ・まちなか居住

中心市街地の利便性の高さなどを活かして、「まちなか（中心市街地）への居住」を誘導・推進する施策のことです。

み

- ・緑の基本計画（都市緑地法第 4 条）

緑地の保全、樹木等の保全、公園等の整備、道路緑化、河川水路の緑化、住宅地の緑化など、緑に関することについて、今後の取り組みの方針を表わす計画のことです。

ゆ

- ・ユニバーサルデザイン

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。

よ

- ・用途地域（都市計画法第 8 条）

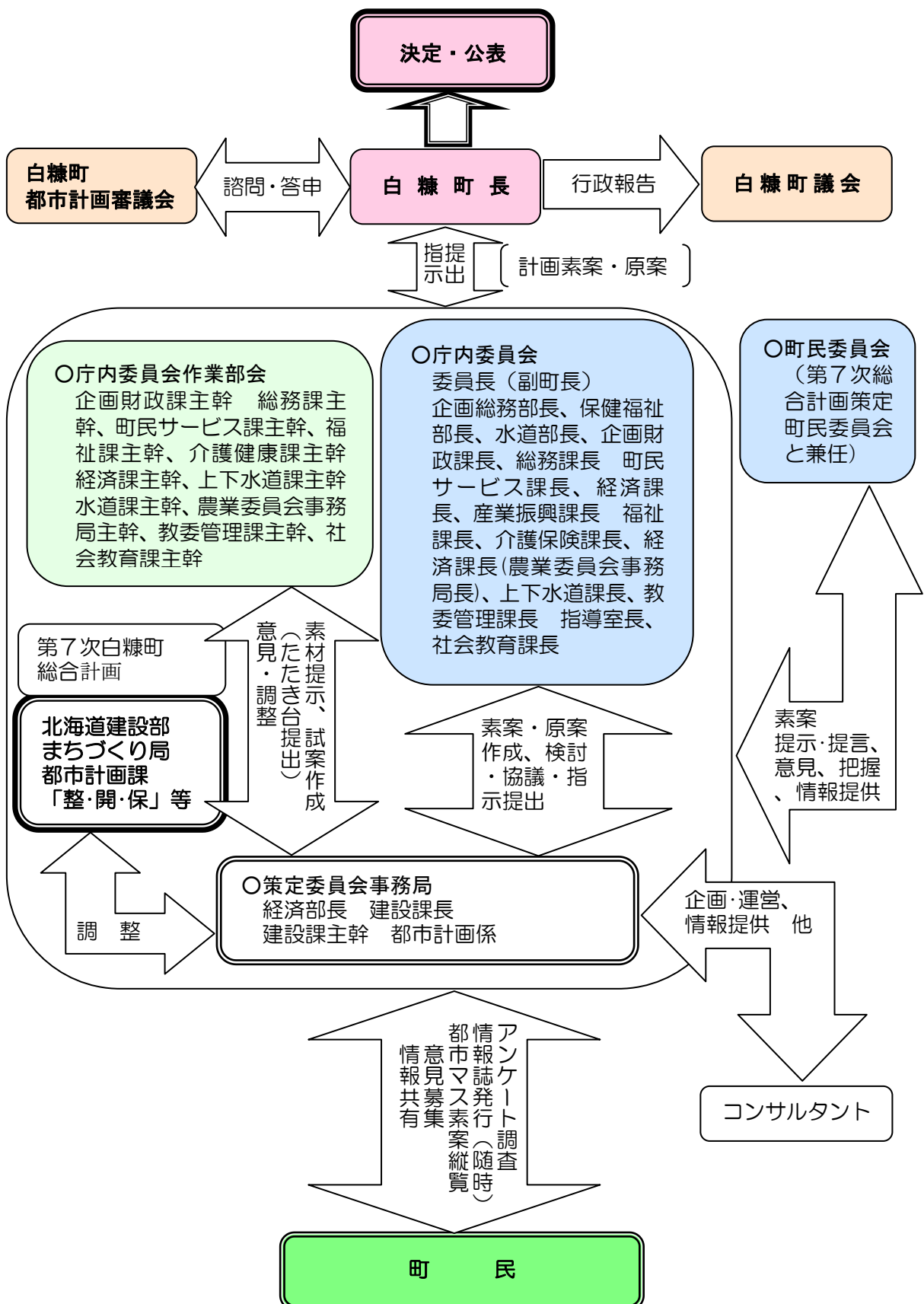
まち全体の土地利用の基本的枠組みを設定するもので、住居、商業、工業などを適正に配置するとともに、建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどを規制・誘導する地域のことです。

ら

- ・酪農近代化事業

国の基本方針に即して、生産性が高くゆとりある畜産経営を目指すことを基本に、高い経営管理能力を備えた経営体の育成を図ることです。

白糠町都市計画マスタープラン策定組織図



白糠町都市計画マスタープラン策定町民委員会要綱

（目的）

第1条 この要綱は、都市計画法第18条の2に規定する、市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」といいます。）を策定するため、白糠町都市計画マスタープラン策定町民委員会（以下、町民委員会）を設置し、その運営について必要な事項を定めます。

（役割）

第2条 町民委員会は、白糠町都市計画マスタープラン策定庁内委員会（以下、庁内委員会）から提出された都市計画マスタープラン素案等について検討又は協議し庁内委員会に提言するものとします。

（組織）

第3条 町民委員会の委員は、第7次白糠町総合計画策定委員会の委員で構成し、次のとおりとします。

（1）委員長 （2）副委員長 （3）委員

（任期）

第4条 町民委員会の任期は、都市計画マスタープラン原案の策定が完了する時までとします。

（会議の招集）

第5条 町民委員会は、委員長が必要に応じて委員を招集して委員会を開催します。

（事務局）

第6条 町民委員会の円滑な運営のために、白糠町都市計画マスタープラン策定事務局（以下、「事務局」という。）を設置します。

2 事務局は、経済部建設課都市計画係が行ないます。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

附則 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

白糠町都市計画マスタープラン策定町民委員会名簿

白糠町都市計画マスタープラン策定町民委員会（H19.8.1）

構 成 員		
区 分	所 属	氏 名
委 員 長	白 糠 町 商 工 会 会 長	清 水 一 芳
副 委 員 長	白 糠 町 連 合 町 内 会 会 長	森 田 正 男
委 員	白糠漁業協同組合代表理事組合長	柳 谷 法 司
	釧路丹頂農業協同組合理事	井 出 清 澄
	白 糠 木 材 協 会 会 長	山 本 伸 樹
	白糠町社会福祉協議会会長	舘 岡 穰
	白糠町老人クラブ連合会会長	橋 本 朝 由
	白糠町女性団体連絡協議会会長	広 谷 ス マ 子
	教 育 学 識 経 験 者	宮 本 一 孝
	白 糠 町 商 工 会 青 年 部 部 長	折 出 征 清

白糠町都市計画マスタープラン策定庁内委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市計画法第18条の2に規定する、市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」といいます。）を策定するため、白糠町都市計画マスタープラン策定庁内委員会（以下、庁内委員会）を設置し、その運営について必要な事項を定めます。

(役割)

第2条 庁内委員会は、都市計画マスタープラン試案を基に検討又は協議し、都市計画マスタープラン素案及び、原案を作成して、白糠町都市計画マスタープラン策定町民委員会に提出するものとします。

(組織)

第3条 庁内委員会の委員は、別表1のとおり部長等によって組織します。

2 委員長は副町長が務めます。

(作業部会の設置等)

第4条 庁内委員会に、関係部課の係長職によって構成される白糠町都市計画マスタープラン策定庁内委員会作業部会（以下、「作業部会」といいます。）を設置します。作業部会員は別表2のとおりとします。

2 作業部会は、町民の意見が十分反映され、かつ、所属部課所管の計画等と調整された都市計画マスタープランの試案を作成します。

(設置期間)

第5条 庁内委員会の設置期間は、都市計画マスタープラン原案の策定が完了する時までとします。

(事務局)

第6条 庁内委員会の円滑な運営のために、白糠町都市計画マスタープラン策定事務局（以下、「事務局」という。）を設置します。

2 事務局は、経済部建設課都市計画係が行ないます。

附則 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

白糠町都市計画マスタープラン策定庁内委員会名簿

別表1

白糠町都市計画マスタープラン策定庁内委員会（H19.8.1）

構 成 員		
区 分	所 属	氏 名
委 員 長	白 糠 町 副 町 長	池 田 義 博
委 員	企 画 総 務 部 長	山 本 正 人
	保 健 福 祉 部 長	大 藤 靖 司
	水 道 部 長	外 崎 富 則
	総 務 課 長	廣 橋 恒 志
	企 画 財 政 課 長	下 重 勝 己
	町 民 サ ー ビ ス 課 長	斉 藤 博 昭
	経 済 課 長 (農 業 委 員 会 事 務 局 長)	松 尾 芳 徳
	産 業 振 興 課 長	七 田 潔
	福 祉 課 長	長 内 義 彦
	介 護 健 康 課 長	堀 口 武 美
	水 道 課 長 (上 下 水 道 課 長)	門 馬 洋
	教 育 委 員 会 管 理 課 長	染 谷 仁 也
	教 育 委 員 会 指 導 室 長	藤 原 聡
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課 長	山 吉 久 美 雄	

別表2

白糠町都市計画マスタープラン策定庁内委員会作業部会（H19.8.1）

構 成 員		
区 分	所 属	氏 名
作 業 部 会 員	総 務 課 主 幹	渋 谷 祐 依 知
	防 災 消 防 係 専 門 員	渡 辺 要
	企 画 財 政 課 主 幹	澤 野 貢 一
		池 村 美 博
	企 画 調 整 係 長	新 山 範 保
	財 政 係 長	紺 野 勝 行
	地 域 交 流 係 長	佐 々 木 誠 治
	町 民 サ ー ビ ス 課 主 幹	太 田 雄 二
	交 通 対 策 係 長	八 重 敏 行
	福 祉 課 主 幹	藤 島 毅 実
	社 会 福 祉 係 長	長 井 裕 司
	児 童 福 祉 係 長	関 谷 繁
	介 護 健 康 課 主 幹	野 沢 孝
	介 護 サ ー ビ ス 係 長	土 田 淳 一
	経 済 課 主 幹	吉 田 昌 基
	農 業 委 員 会 事 務 局 主 幹	安 田 秀 也
	農 政 係 長	高 橋 雅 裕
	林 業 係 長	湊 谷 雅 浩
	商 工 係 長	池 田 浩 樹
	建 築 係 長	及 川 弘 行
	上 下 水 道 課 主 幹	森 明 彦
	下 水 道 事 業 係 長	山 林 昭 雄
	水 道 課 主 幹	阿 部 隆 文
	工 務 給 水 係 長	松 田 秀 明
	教 委 管 理 課 主 幹	高 橋 英 樹
	学 校 教 育 係 長	前 田 広 幸
	教 委 社 会 教 育 課 主 幹	佐 藤 公 哉
社 会 教 育 係 長	森 武 人	

白糠町都市計画マスタープラン策定事務局（H19.8.1）

策定事務局構成員		
区 分	所 属	氏 名
事 務 局 長	経 済 部 長	谷 口 善 一
事 務 局 次 長	建 設 課 長	見 鳥 幸 蔵
事 務 局 員	建 設 課 主 幹	松 下 貴 紀
	建 設 課 都 市 計 画 係 長	植 野 晃
	建 設 課 都 市 計 画 係 主 任	清 野 円

白糠町都市計画マスタープラン策定までの経過

年度	月	策定事務局	庁内委員会	町民委員会	都市計画審議会他
H19	5	町の概況等、関係資料の収集			
	7	・まちづくりに関する 中学生、高校生アンケート	庁内委員会設置	第1回町民委員会 (都市マス策定趣旨説明)	第1回白糠町都市計画審議会(都市マス策定趣旨説明)
	9	・まちづくりに関する 町民アンケート			
	10	・アンケート集計・分析			
	11	・総合計画基本構想を踏 まえた将来目標の設定 (基本構想の目標等から都 市マスの目標等を抽出) ・総合計画実行計画を踏まえ た主要課題の整理 (実行計画の根拠を課題整 理としてまとめる)	第1回委員会 (作業部会合同)	第2回町民委員会 町の現況、課題の 整理等	
	12	全体構想策定 地域別構想策定			
	1	実現化方途の検討	第2回作業部会 全体構想、地域別 構想 素案		北海道建設部都市計 画課協議(全体構想、 地域別構想)
	2	実現化方途の策定	第2回庁内委員会 全体構想、地域別 構想、実現化の方 途 素案	第3回町民委員会 全体構想、地域別 構想、実現化の方 途 素案	都市マス素案の縦覧 町広報により、意見 募集(2週間)
3	計画編取りまとめ 原案策定			地元関係機関協議 釧路開発建設部 釧路土木現業所	
H20	5	都市計画審議会 諮問・答申			白糠町都市計画審議 会
	6	議会報告・公表 概要版 町内全戸配付			